

1. 安全で豊かな消費生活の充実

—安全で豊かな消費生活の実現に向け、積極的・主体的に行動できるまち—



現状と課題

- 消費者をとりまく環境は複雑かつ多様化し、消費者と事業者との間の情報力や交渉力等の格差により、悪質商法やインターネット上のトラブル、振り込め詐欺、投資詐欺等の消費者被害が、依然多く発生しています。消費者自らが、消費生活に関して必要な情報や知識を身に付け、自主的・合理的に行動できるよう、消費者教育の推進が重要となっています。
- 多重債務問題について、債務者が速やかに相談できるよう、関係機関や専門機関（法律・金融）との連携が望まれています。
- 多種多様化する相談に対応するため、研修会実施による相談員の資質向上が不可欠となっています。
- 放射能問題、遺伝子組み換え作物、食品表示の偽装等、「食」の安全性への不安・不信が高まっています。
- 消費者が安全で新鮮な地元の食材を手軽に入手できるよう、環境の整備と情報の提供が求められています。
- 東日本大震災後、生活において「節電」等の意識的な行動を心がける等、消費者の意識が変化しています。

基本方針

安全で豊かな消費生活の実現に向け、市民が積極的・主体的に行動できるまちを目指します。

消費者被害の未然防止及び被害が生じたときの迅速な相談体制を確立し、消費者が自らの消費生活において、自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援します。

また、地域等の社会全体の改善と発展に寄与できるよう、消費者意識の向上を図ります。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
消費者相談件数	300件	231件	474件	725件	600件
消費者教育(消費生活講座、セミナー、出前講座等)の受講者数	—	—	—	1,060人	1,200人

① 消費生活相談の充実

消費生活センターにおいて、契約問題、衣・食・住生活、金融、多重債務問題等、消費生活に関する様々な相談に対し、消費生活相談員が必要に応じ関係機関と連携し、問題の解決及び被害の救済のための助言やあっせん等を行うことで、消費生活の向上と安定を図ります。

また、次々に発生し変容する消費者問題に対応するために必要な専門知識及び相談処理技法を習得することにより、相談員の資質や能力の向上を図り、消費生活相談を適切かつ迅速に解決できるよう努めます。

② 消費者の自立支援

消費者自らが適切な行動ができるよう、講座や各種の啓発イベント等で消費生活に関する知識の普及や情報提供を行い、消費者教育の多様化や啓発の推進に取り組みます。

「消費者教育の推進に関する法律」が施行されたことに鑑み、教育委員会その他の関係機関と連携し、学校や地域等、様々な機会をとらえ、消費者教育の充実を図ります。



消費生活セミナー

市民等との役割分担

市民は、自らが消費生活の安全を確保するため、知識の修得や情報収集を積極的に努め、自立した消費者になることが期待されます。また、悪質商法や詐欺等の消費者情報を地域で共有して被害を未然に防ぐ等、地域社会での消費者問題解決が期待されます。また、市民は、消費者や生活者としての役割において、自分の利益だけでなく、社会問題、多様性、将来世代の状況等を考慮することにより、社会の発展と改善に向けて積極的に参加することが期待されます。

2. 魅力ある農業の推進

—生産性・収益性の高い農業が行われ、市内の新鮮で
安心・安全な農作物を手に入れることができるまち—



基本方針

農家が生産性・収益性の高い農業を行うことができるまちを目指し、都市近郊の有利性を活かした、施設園芸農業を中心とする近代的農業経営への転換を進めます。これらの取組により、農業の担い手不足、耕作放棄地の解消を図ります。

また、市民が市内の新鮮で安心・安全な農作物を手に入れることができるまちを目指し、朝採り野菜の農産物直売所への出荷を農家に勧めます。

現状と課題

- 若年層の農業離れや農業従事者の高齢化等により、今後も耕作放棄地の増加が予想されます。また、農村集落における混住化・兼業化が進んでおり、経営規模も零細であることから、効率的・安定的な農業経営の実現が求められています。
- このような現状の中、平成21年度に「平成の農地改革」とも言われる農地法が改正され、農地制度の基本が「所有」から「利用」に転換されました。この改正を契機として、耕作放棄地の解消に努め、農地を最大限に活用することにより、自給率の向上につなげることが求められています。
- 地産地消の推進に向け、消費者が地元農産物を購入できる機会をより充実させていくことが求められます。
- 将来的には6次産業化⁽¹⁾を目指し、農産物や農産物加工品の販売、農作業体験、また観光事業と連携した取組が必要です。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
耕作放棄地面積の比率	—	4.0%	4.0%	3.8%	3.0%
認定農業者数	34人	22人	22人	23人	28人
農用地利用集積面積	17ha	12ha	15ha	15ha	25ha

⁽¹⁾ 6次産業化：農業・水産業とこれに関連する第2次・第3次産業（食品の加工、流通、販売等）の事業を融合して地域ビジネスを展開し、新たな業態を創出する取組。
「地域資源」を活用して、儲かる農林水産業を実現し、農山漁村の雇用確保と所得向上が期待されている。

今後の取組

1 計画的な土地利用の推進

「農業振興地域整備計画」に基づき、農業振興地域について、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を、総合的かつ計画的に推進します。

幹線道路の開通等により開発圧力が大きくなる中、優良農地の確保・拡大を誘導し、農業経営の安定化及び基盤整備を支援するとともに、農業・農地が持つ多面的機能の有効活用を図ります。

2 魅力ある農業経営の推進

効率的・安定的な農業経営を実現するため、経営改善に向けた指導を、地域の実情に即して行うとともに、農業経営に対する意欲向上を図り、認定農業者等の育成を支援します。

農業の担い手の育成、特産品づくりの支援、促成苺・グリーンアスパラ・鉢花園芸の各研究会の運営補助等により、大都市近郊の利点を活かした付加価値の高い農業特産品づくりや、ブランド化ができる産地を見出し、魅力ある農業経営の実現を図ります。

農業協同組合と連携を取り、「まほろばキッチン」⁽²⁾をはじめ、販路開拓の推進を図り、生産者と市民との交流を盛んにして、地産地消を推進します。

3 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地の解消と発生防止を推進し、農地の流動化・集約化を促進するため、農業委員会と一体となって、農地の貸し借りや取得に対しての支援を推進します。

新規就農希望者を対象に、研修、就農準備、施設整備に係る就農支援資金の活用等を促進するとともに、農業生産法人をはじめ株式会社やNPO⁽³⁾等による農業参入を促進します。

4 都市住民との交流の推進

生産者と都市住民の交流の場として、「市農業祭」だけでなく、多彩なイベントの場で地元農産物等の販売を推進します。

地産地消を図るため、農家に新鮮な農産物の「まほろばキッチン」等の直売所への出荷を勧めます。

普段あまり土に触れる機会のない都市住民に、市民農園での農作業を実践してもらうことで、農地及び自然環境の大切さへの理解を図ります。また、市外からの来訪者を対象にした観光農園の開園等、観光事業と連携した事業を推進します。

5 環境に配慮した農業基盤整備の推進

農家から要望のあった農地・農業用施設の整備については、必要度や優先度を検討して実施します。

地域の環境資源でもある農業用水路・ため池等は、生態系にも配慮した整備を推進し、施設の保全を図るとともに、その多面的機能を有効活用し、市民に潤いと安らぎの場を提供します。

6 農地・水・環境保全向上対策

社会共通資本である農地・農業用水路の保全国管理が、農家だけでなく、地域住民とともに行われるよう推進します。

市民等との役割分担

市民は、農産物直売所等で地元の農産物を購入し、地産地消へ貢献することが期待されます。また、「農業地や施設は、環境面においては地域資源である」という認識で、管理保全に積極的に参画することが期待されます。

農家は、行政・地域と協力して、耕作放棄地を減らすよう努力することが期待されます。また、美味しく、売れる農作物を作るとともに、農産物直売所等へ出荷し、市民に地元の新鮮な農産物を提供することが期待されます。

⁽²⁾ まほろばキッチン：旧耳成高校跡地に開設されたJAならけんの大型農産物直売所。

⁽³⁾ NPO：P.26⁽¹⁾参照

3. 商工業の活性化

— 中心市街地が多くの人々で賑わい、企業が独自性ある商品やサービスを提供するまち —



基本方針

中南和地域の中心的な都市として、中心市街地が多くの人々で賑わい、企業が独自性ある商品やサービスを提供するとともに、就労機会が充実しているまちを目指します。

そのために、榎原商工会議所や農業・商工・観光関係者との連携を行い、市内外の幅広い世代を呼び込みます。

また、市内の中小企業の経営安定や事業規模の拡大のための支援を行います。

さらに、本市の交通の利便性を活かし、新たな事業所等の立地や、既存事業所の事業規模の拡大を促進します。

現状と課題

- 急激な少子高齢化やグローバル化⁽¹⁾により、消費者ニーズの多様化の他、生活様式の変化、車社会の進展等、社会構造が変化し、市民生活や市内の商工業を取り巻く経済環境も大きく変化しています。
- 中心市街地の活性化と賑わいの創出、地域経済の活性化を図る取組として、特に商工会議所との連携による各種活性化事業への取組の強化が求められています。
- 中小企業の事業拡大や経営基盤の強化を図るために、公的融資制度の支援強化が求められています。
- 厳しい雇用情勢の中で、平成24年4月に榎原市ふるさとハローワークが開設されたことに伴い、今後、ハローワーク大和高田や県・国の関係機関との連携による就労支援をさらに強化することが望まれます。
- 交通の利便性を活かした企業立地や事業規模の拡大を図るための優遇制度「榎原市企業立地促進奨励金」の利用促進が求められています。

⁽¹⁾ グローバル化：政治・経済、文化等が国家や地域の境界を超え、地球規模で資本や情報等のやりとりが行われるようになる現象。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
		H19※	H21※	H22※	
商店当り年間商品販売額	188.6百万円	194.5百万円	—	—	200.0百万円
人口1,000人当たり 第二次産業事業所数	6.8か所	—	5.9か所	—	6.5か所
人口1,000人当たり 第三次産業事業所数	32.3か所	—	31.5か所	—	33.0か所
市民市内就業者数 (国勢調査)	—	—	—	21,861人	22,500人

※実績値が得られる年度に限られているため、(H19、H21、H22)の数値を掲載しています。

今後の取組

1 賑わいの創出・商工業の活性化

榎原商工会議所が中心となって実施する、空き店舗対策事業やイルミネーション事業や榎原のうまいもん市等、中心市街地に賑わいを取り戻すための活性化事業を支援します。

また、産・官・学が連携して、地域ブランドの確立や特産品の開発・商品化を図るとともに、農業・商工・観光関係者と連携した「夢の森フェスティバル」等の物産関係イベント事業への支援と、地場産品の啓発や販路拡大に努めます。

2 公的融資制度の利用促進

中小企業の経営基盤強化等を目的に、県や国、各種機関の支援策の周知と、情報提供の充実を図ります。

また、事業資金や運転資金・設備資金等の資金繰り支援と、利息の軽減や保証料の補給の措置として、本市の公的融資制度である特別小口融資制度⁽²⁾と緊急融資制度⁽³⁾の利用促進に努めます。

3 就労支援・企業と事業所への支援

高齢者・若年者・障がいのある人や女性等、幅広い層の就労機会の拡大に向けて支援を行います。ハローワーク大和高田と共催で面接会や就労支援セミナー等を開催し、就労機会の拡大や情報提供に努めます。また、関係機関と連携し、就労相談会等を実施します。

企業や事業所に対しては、「働きやすい職場環境を作ることが、優秀な人材確保、従業員の意欲向上、離職率の低下等につながる」ことを啓発します。

4 企業立地と事業拡大の推進

整備された道路網と、交通の利便性を活かして、企業の立地と市内事業所の規模拡大（新設・増設・移設）を進めるとともに、産業の振興と雇用の促進を図るために、市をあげて取り組みます。そのために、製造業全般・宿泊施設（旅館・ホテル）を対象とした事業所等設置奨励金及び雇用促進奨励金を交付することで、地域経済の活性化を支援します。

また、今後、まちづくりを進めていくにあたり、新たな視点等をもったシティセールス⁽⁴⁾の意識を持ち取り組みます。

市民等との役割分担

市民や事業者は、特産品になるようなアイデアや商品を発案することが期待されます。また、家庭では、子どもたちと将来の夢や希望について会話して、就労に対する関心や意欲を持つことが期待されます。

企業は、地域への愛着や、企業者としての自覚を持ち、雇用の安定化や地域活動に参画することが期待されます。

⁽²⁾ 特別小口融資制度：中小企業の経営の安定・設備の近代化等を促進するための事業資金を融資することにより、中小企業の振興発展を図る制度。

⁽³⁾ 緊急融資制度：中小企業の経営の安定・設備の近代化等を促進、または原材料の価格高騰等の経済情勢等に対応するための事業資金を融資することにより、中小企業の振興発展を図る制度。

⁽⁴⁾ シティセールス：ヒト・モノ・カネ・情報等呼び込み地域の活性化を図ることを目指し、市が持つ様々な魅力を明確にし、市内外にアピールすること。